８　確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が減免認定を行うべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

９　第一項及び第三項から前項までの規定は、減免変更認定を受けようとする授業料等減免対象者について準用する。この場合において、第一項、第三項及び第四項中「学生等」とあるのは「授業料等減免対象者」と、第一項中「当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）に提出」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者に提出」と、第三項、第四項、第五項及び第七項中「確認大学等の設置者」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者」と、第三項及び第六項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第六項」と読み替えるものとする。

（授業料減免の始期及び終期）

第十一条の二　授業料減免は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一　確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者　当該確認大学等に入学した日の属する月

二　確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者　当該減免申請書等を提出した日の属する年の十月

７　確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

［項を加える。］

（授業料減免の始期及び終期）

第十一条の二　授業料減免は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一　確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者　当該確認大学等に入学した日の属する月

二　確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者　当該減免申請書を提出した日の属する年の十月

三　確認大学等に入学後三月を経過した後の一月から六月までの当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者　当該減免申請書等を提出した日の属する年の四月

（緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例）

第十一条の三　第十九条第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する授業料減免は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一　第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生日」という。）が確認大学等への入学前であり、確認大学等に入学後三月以内の日までに減免申請書等を提出した者　当該確認大学等に入学した日の属する月

二　事由発生日が確認大学等への入学前であり、確認大学等に入学後三月を経過して減免申請書等を提出した者　当該減免申請書等を提出した日の属する月

三　事由発生日が確認大学等への入学後であり、当該事由発生日以後に減免申請書等を提出した者　当該減免申請書等を提出した日の属する月

（授業料等減免対象者の学業成績の判定）

第十二条　確認大学等の設置者は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。）（第十六条第二号において「短期大学等」という。）については、学年の半期）ごとに、授業料等減免対象者の学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

三　確認大学等に入学後三月を経過した後の一月から六月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者　当該減免申請書を提出した日の属する年の四月

（緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例）

第十一条の三　第十九条第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する授業料減免は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一　第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生日」という。）が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請書を提出した者　当該確認大学等に入学した日の属する月

二　事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書を提出した者　当該減免申請書を提出した日の属する月

三　事由発生日が入学後である者　当該減免申請書を提出した日の属する月

（授業料等減免対象者の学業成績の判定）

第十二条　確認大学等は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。）（第十六条第二号において「短期大学等」という。）については、学年の半期）ごとに、授業料等減免対象者の学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。